

## 横浜市放課後児童クラブ事業の決定に関する要綱

制 定 令和4年2月25日 こ放第2124号  
最近改正 令和8年1月30日 こ放第1596号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市放課後児童クラブ事業の対象クラブとして決定するために必要な事項を定めるものである。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「決定」とは、横浜市放課後児童クラブ事業の対象クラブとして決定することをいう。
- (2) この要綱における用語の定義は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第49号。以下「条例」という。）、横浜市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱（平成27年2月26日こ放第930号。以下「届出要綱」という。）、横浜市放課後児童クラブ事業実施要綱（平成22年3月8日こ放第891号。以下「実施要綱」という。）及び横浜市放課後児童クラブ事業費補助金交付要綱（平成18年3月2日福子放第10191号。以下「補助金交付要綱」という。）の例による。

### (運営主体の要件)

第3条 クラブを運営する運営主体は、第1号または第2号に該当するものとする。

- (1) 運営委員会が運営主体となる場合は、次に掲げる5人以上の委員をもって組織された団体とすること。また、アからエに掲げる者である委員の総数が委員総数の半数を超えること。

ア クラブの近隣地域の自治会・町内会の代表者

イ クラブの近隣地域の民生委員・児童委員

ウ クラブの近隣地域の青少年指導員

エ クラブが所在する学区及びその近隣学区の小學校長

オ クラブを利用する児童の保護者

カ その他児童の健全育成に理解と熱意を有する者

- (2) 法人が運営主体となる場合は、放課後児童育成事業、青少年育成事業、子育て支援事業及び教育等の次世代育成事業を概ね2年実施していること。ただし、第4条第2項に該当する場合はこの限りではない。

2 クラブを運営する運営主体は、次の各号の全てに該当しなければならない。

- (1) 代表者又は役員が、拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者ではないこと。
- (2) 代表者又は役員が、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第3号の暴力団員、同条第4号の暴力団員等、同条第5号の暴力団経営支配法人等又は同条例第7条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではないこと。
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- (4) 市町村民税を滞納していないこと。

(事前相談)

第4条 事業対象クラブとして新たに申請しようとする者(以下、「新規相談者」という。)は、横浜市放課後児童クラブ事業 事前相談書(新規)(第1号様式)に次の各号に規定する書類を必要に応じて添付し、開設予定日の前年度の8月末日までにクラブが所在するまたは所在する予定の区の区長(以下、「区長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 放課後児童クラブ開設計画書(新規)(第2号様式)
- (2) 定款、寄付行為、規約又はそれに類する書類
- (3) 役員名簿(運営委員会を設立する場合は放課後児童クラブ運営委員会役員名簿(第3号様式。以下、「運営委員会名簿」という。))
- (4) 実施場所の案内図
- (5) 実施場所の間取り等がわかる資料
- (6) 実施場所がある建築物の耐震性を証明する書類
- (7) 欠格事項に該当しないことの宣誓書
- (8) その他区長が必要と認める書類

2 既に決定を受けているクラブの運営委員会が法人格を取得し、その設立する法人(以下、「設立予定法人」という。)がクラブの運営主体として新たに決定を受けようとする計画がある場合は、前項の規定によらず、設立予定法人による運営開始予定日の6か月前までに横浜市放課後児童クラブ事業 事前相談書(法人格取得)(第4号様式)に次の各号に規定する書類を必要に応じて添付し、区長に提出しなければならない。ただし、区長が認める場合に限り、設立予定法人による運営開始予定日の6か月前を経過した場合でも事前相談を行うことができる。

- (1) 運営委員会の総意が確認できる書類(決議書(写)、総会の議事録等)
- (2) 放課後児童クラブ開設計画書(法人格取得)(第5号様式)
- (3) 現在の運営状況を示す書類(開所時間、職員数、対象児童数等)
- (4) 設立予定法人に係る定款、寄付行為、規約はそれに類する書類
- (5) 設立予定法人に係る役員名簿(予定含む)
- (6) 欠格事項に該当しないことの宣誓書
- (7) その他区長が必要と認める書類

3 既に決定を受けているクラブの運営主体が、解散又は事業撤退等に伴い運営を他の運営主体へ引継ぐ計画がある場合は、第1項に規定によらず、当該運営の引継ぎを受け運営を開始する予定日(以下、「引継ぎ予定日」という。)の6か月前までに横浜市放課後児童クラブ事業 事前相談書(運営引継)(第6号様式)に次の各号に規定する書類を添付し、区長に提出しなければならない。ただし、区長が認める場合に限り、引継ぎ予定日の6か月前を経過した場合でも事前相談を行うことができる。

- (1) 運営主体及び引継ぎ先運営主体の総意が確認できる書類(決議書(写)、総会の議事録等)
- (2) 放課後児童クラブ開設計画書(運営引継)(第7号様式)
- (3) 現在の運営状況を示す書類(開所時間、職員数、対象児童数等)
- (4) 引継ぎ先予定運営主体に係る定款、寄付行為、規約又はそれに類する書類
- (5) 引継ぎ先予定運営主体に係る役員名簿
- (6) 欠格事項に該当しないことの宣誓書
- (7) その他区長が必要と認める書類

(事前相談の承認通知等)

第5条 区長は、前条各項に規定する事前相談を受けた場合、次の各号に示す内容に沿って確認し、適当であると判断した場合は、横浜市放課後児童クラブ事業 事前相談承認通知書（第8号様式。以下、「事前相談承認通知書」という。）により新規相談者、前条第2項に規定する運営委員会及び前条第3項に規定する運営主体に対し当該事前相談ごとに通知する。

- (1) 条例第9条及び実施要綱第7条に規定する要件を満たす実施場所を確保済み又は確保予定であること。
- (2) 実施要綱を遵守した運営ができること。
- (3) 第3条に規定する要件を満たしていること。
- (4) 実施場所の小学校区における放課後児童健全育成事業の状況及び今後の状況から事業の対象とする必要があること。
- (5) その他区長が必要と判断する事項

2 前項の事前相談承認通知書は、前条第1項に規定する事前相談に対しては開設予定日の前年度の10月末日までに通知することとし、前条第2項及び第3項に規定する事前相談に対しては当該事前相談のあった日から概ね2か月以内に通知することとする。ただし、前条第2項及び第3項ただし書に該当する場合はこの限りではない。

3 区長は、第1項の通知に際し条件を付すことができる。

4 区長は、前条各項に規定する事前相談の内容が適当でない場合は、横浜市放課後児童クラブ事業 事前相談不承認通知書（第9号様式。以下、「事前相談不承認通知書」という。）にその理由を記載し、新規相談者、前条第2項に規定する運営委員会及び前条第3項に規定する運営主体に対し当該事前相談ごとに通知するものとする。

5 前項の事前相談不承認通知書は、前条第1項に規定する事前相談に対しては開設予定日の前年度の10月末日までに通知することとし、前条第2項及び第3項に規定する事前相談に対しては当該事前相談のあった日から概ね2か月以内に通知することとする。ただし、前条第2項及び第3項ただし書に該当する場合はこの限りではない。

(事前相談の変更)

第6条 前条第1項の承認通知を受けた者（以下、「事前相談終了者」という。）は、第8条に規定する申請を行うまでの間で、第4条各項に基づき行った事前相談の内容に変更がある場合には、横浜市放課後児童クラブ事業 事前相談変更申出書（第10号様式）に変更に係る必要書類を添付し、速やかに区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の変更申出の内容が適当である場合その他決定内容に変更が必要と認められる場合、横浜市放課後児童クラブ事業 事前相談変更承認通知書（第11号様式。以下、「事前相談変更承認通知書」という。）に変更内容を記載し、事前相談終了者に通知するものとする。

3 区長は、前項の変更に係る通知に際し条件を付すことができる。

4 区長は、第1項に規定する変更の申出の内容が適当でない場合は、横浜市放課後児童クラブ事業 事前相談変更不承認通知書（第12号様式）にその理由を記載し、事前相談終了者に通知するものとする。

(事前相談承認の取消)

第7条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項及び第6条第2項に基づく事前相談の承認について取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、事前相談の承認を受けたとき。
- (2) 事業計画の変更等により、その内容が不適当なものとなったとき。
- (3) 第8条第1項に規定する申請が、区長が定める期日までになかったとき。
- (4) その他区長が必要と認めるとき

2 区長は、前項の規定により事前相談の承認を取り消す場合は、横浜市放課後児童クラブ事業 事前相談承認取消通知書(第13号様式)に取消しする理由を記載し、当該事前相談終了者に通知するものとする。

#### (事業対象クラブの申請)

第8条 事業対象クラブとして決定を受けようとする事前相談終了者(第4条第2項に該当する運営委員会が設立した、当該クラブの運営を行う予定の法人及び第4条第3項に該当した運営主体から運営の引継ぎを受ける予定の法人を含む。以下、「申請者」という。)は、横浜市放課後児童クラブ事業 対象クラブ決定申請書(第14号様式。以下、「申請書」という。)に次の各号のうち必要な書類を添付し、区長が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事前相談承認通知書(写)及び事前相談変更承認通知書(写)
- (2) 届出要綱第3条に規定する放課後児童健全育成事業開始届(以下、「開始届」という)の写し
- (3) 定款、寄付行為、規約又はそれに類する書類
- (4) 現在の組織、人員体制を示す書類(役員名簿、運営委員会名簿、就業規則、賃金規則等)
- (5) 職員名簿
- (6) 運営概要書(開設時)(第15号様式)
- (7) 運営規程
- (8) 施設概要(第16号様式の1、第16号様式の2及び第16号様式の3)
- (9) 実施場所の案内図
- (10) 実施場所の平面図
- (11) 実施場所に係る賃貸借契約書(写)等
- (12) 実施場所がある建築物の耐震性を証明する書類
- (13) 利用状況書(開設時)(第17号様式)
- (14) 利用児童名簿(開設時)(第18号様式)
- (15) 活動計画書(開設時)(第19号様式)
- (16) 収支計画書(開設時)(第20号様式)
- (17) 欠格事項に該当しないことの宣誓書
- (18) その他区長が必要と認める書類

2 申請者が法人の場合は、前項に規定する必要書類の他、次の各号の書類を申請書に添付しなければならない。ただし、第4条第2項に該当する事前相談終了者については、第3号及び第4号に規定する書類の添付を省略することができる。

- (1) 法人の概要がわかる資料
- (2) 法人の登記簿謄本
- (3) 直近2か年度の財務諸表等
- (4) 直近2か年度の納税証明書(写)又は非課税証明書(写)

#### (事業対象クラブの決定等)

第9条 区長は、前条に基づく申請について、次の各号に示す内容に沿って審査し、決定することとした

場合は横浜市放課後児童クラブ事業 対象クラブ決定通知書（第21号様式。以下「決定通知書」という。）により、開設日の前日までに申請者に通知するものとする。

- (1) 法第34条の8第2項、第3項及び第4項に規定する届出が適切にされていること。
  - (2) 法第34条の8の2第3項を遵守した運営ができること。
  - (3) 条例第9条及び実施要綱第7条に規定する要件を満たす実施場所が確保できること。
  - (4) 実施要綱に規定する各項目を遵守した運営ができること。
  - (5) 実施場所の小学校区における放課後児童健全育成事業の状況及び今後の状況から事業の対象とする必要性があること。
  - (6) クラブの運営が安定的かつ継続的に見込まれること。
  - (7) 開設日時点において対象児童数が20人以上見込まれること。ただし、第4条第2項及び第3項の規定により事前相談の承認を受け、前条に規定する申請を行っている場合は、開設日時点における対象児童数が10人以上見込まれること。
  - (8) 開設日時点において横浜市が提供する保護者の手続き等の負担軽減や児童の安全、保護者の安心感につながる入退室の情報の提供等を目的としたシステムを使用することが見込まれること。
  - (9) 法人が運営主体となる場合は、放課後児童育成事業、青少年育成事業、子育て支援事業及び教育等の次世代育成事業を概ね2年実施しており、当該事業実績が良好で、かつ今後も安定した経営が見込まれる法人であること。ただし、第4条第2項の事前相談を経て申請している場合はこの限りでない。
  - (10) 第4条第2項の事前相談を経て申請している法人については、役員の半数程度が現運営委員会の委員又は現保護者会の役員であった者で構成されていること。
  - (11) 代表者もしくは役員が、拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者ではないこと。
  - (12) 運営主体が、申請日時点において、過去5年間に第14条第1項による決定の取消を受けたものではないこと。
  - (13) 代表者又は役員が、申請日時点において、過去5年間に横浜市の補助金に関し、不正又は著しく不当な行為をしていないこと。
  - (14) 代表者又は役員が法令等に抵触し、又は抵触する恐れのある行為又はその疑いがある者である等、本市の放課後児童クラブ事業の運営主体とすることが不適当であると区長が認めるものではないこと。
  - (15) 代表者又は役員が、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第3号の暴力団員、同条第4号の暴力団員等、同条第5号の暴力団経営支配法人等又は同条例第7条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではないこと。
  - (16) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
  - (17) 市町村民税を滞納していないこと。
  - (18) その他区長が必要と判断する事項
- 2 区長は、第1項の通知に際し条件を付すことができる。
  - 3 区長は、前条の申請について審査した結果決定しないこととした場合は、横浜市放課後児童クラブ事業 対象クラブ審査結果通知書（第22号様式）にその理由を記載し、前条に基づく申請があった日から60日以内に申請者に通知するものとする。

(決定の変更申請等)

第10条 運営主体は、決定により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、継承させる場合は、第4条各項の規定に基づき、必要な書類を区長に提出しなければならない。ただし、法人が会社法に基づく合併、分割（当該放課後児童クラブ事業にかかる業務の全てを継承させるものに限る。）またはその他これらに類する行為により、当該放課後児童クラブ事業にかかる業務の全てを別の法人が行おうとする場合は、あらかじめ区長の承認を得て、これを継承することができる。

2 運営主体は、第9条第1項の規定により決定を受けたクラブの実施場所に変更が生じる場合は、あらかじめ横浜市放課後児童クラブ事業 対象クラブ変更決定申請書（第23号様式）に変更に係る書類を必要に応じて添付し、区長に提出しなければならない。

（決定の変更）

第11条 区長は、前条第2項に規定する決定の変更申請を審査し適正だった場合又はその他区長が必要と認める場合、第9条第1項により行った決定の内容を変更し、横浜市放課後児童クラブ事業 対象クラブ変更決定通知書（第24号様式）にて当該運営主体に通知するものとする。

2 区長は、前項の変更通知に際し条件を付すことができる。

3 区長は、前条に規定する決定の変更申請の内容が適正でない場合は、横浜市放課後児童クラブ事業 対象クラブ変更審査結果通知書（第25号様式）にその理由を記載し、運営主体に通知するものとする。

（クラブの廃止及び休止）

第12条 運営主体は、クラブを廃止しようとするときは、あらかじめ横浜市放課後児童クラブ事業 廃止申出書（第26号様式）及びその他区長が必要と認める書類を添付し、区長に提出しなければならない。

2 運営主体は、クラブを休止しようとするときは、あらかじめ横浜市放課後児童クラブ事業 休止申出書（第27号様式）及びその他区長が必要と認める書類を添付し、区長に提出しなければならない。

（決定の停止）

第13条 区長は、次の各号に該当するときは、第9条第1項及び第11条第1項の規定による決定について、期間を定めて停止することができる。

（1）前条第2項に規定により、運営主体から事業を休止する申出があったとき。

（2）決定の際に付した条件を履行しないとき。

（3）クラブの運営に関する指導等に正当な理由がなく従わないとき。

（4）その他区長が必要と認めるとき。

2 区長は、前項の規定により決定を停止する場合は、当該決定停止を解除する条件を付して横浜市放課後児童クラブ事業 対象クラブ決定停止通知書（第28号様式。以下、「停止通知書」という。）にて運営主体に通知するものとする。

3 第1項の規定により決定の停止を受けた運営主体が、停止通知書にて示した条件を満たした上でクラブを再開するときには、横浜市放課後児童クラブ事業 再開申出書（第29号様式。以下、「再開申出書」という。）に次の各号に規定する書類を必要に応じて添付し、区長に提出しなければならない。

（1）停止通知書（写）

（2）その他区長が必要と認める書類

4 区長が前項の再開申出書を受理した場合には、その内容を確認した上で当該決定の停止を解除し、横浜市放課後児童クラブ事業 停止解除通知書（第30号様式）にて運営主体に通知するものとする。

5 区長は、前条第2項に規定する休止の申出があった場合において、その内容が適正でない場合は、第

1項第1号に基づく停止を行わないことができる。

- 6 前項の規定により停止を行わない場合は、横浜市放課後児童クラブ事業 対象クラブ停止審査結果通知書（第31号様式）にて運営主体に通知するものとする。

（決定の取消）

第14条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項及び第11条第1項に基づき行った決定を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正な手段により、決定を受けたとき。
- （2）横浜市放課後児童クラブ事業の対象として決定する要件を満たさなくなったとき。
- （3）第12条第1項に規定により、運営主体から事業を廃止する申出があったとき。
- （4）前条第1項に規定する決定の停止を受けた場合において、一定期間当該決定の停止が解除されな  
いとき。
- （5）その他区長が必要と認めるとき。

- 2 区長は、前項の規定による取消を行った場合は、横浜市放課後児童クラブ事業 対象クラブ決定取消通知書（第32号様式）にて運営主体に速やかにその旨を通知するものとする。

（警察本部への照会）

第15条 区長は、必要に応じ、申請者が暴力団又は暴力団員に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項については、こども青少年局長が別に定めるものとする。

附 則（令和4年2月25日こ放第2124号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年2月25日から施行する。

（経過措置）

- 2 当面の間、第3条第1項第2号に規定する運営主体には、株式会社等営利を目的とする法人は含まない。

- 3 この要綱の施行前に、決定等の手続きを行ったものについては、なお従前の例による。

（施行日に存する放課後児童クラブの決定）

- 4 施行日時点において横浜市放課後児童クラブ事業実施要綱（令和3年3月1日こ放第2234号改正）第13条第1項及び第15条第1項に基づく決定を受けている放課後児童クラブについては、本要綱第9条第1項に基づく決定があったものとみなす。

附 則（令和5年3月24日こ放第3073号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行前に、決定等の手続きを行ったものについては、なお従前の例による。

附 則（令和 8 年 1 月 30 日こ放第1596号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 8 年 1 月 30 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行前に、決定等の手続きを行ったものについては、なお従前の例による。

第1号様式（第4条第1項）

年 月 日

（提出先）

横浜市 区長

所在地：

団体名：

代表者職氏名：

## 横浜市放課後児童クラブ事業 事前相談書（新規）

横浜市放課後児童クラブ事業の対象クラブとして新たに申請したいため、横浜市放課後児童クラブ事業の決定に関する要綱第4条第1項の規定により、次のとおり事前相談します。

1 放課後児童クラブ予定事業所の名称 \_\_\_\_\_

2 放課後児童クラブ予定事業所の所在地 \_\_\_\_\_

3 添付書類

提出する書類の「確認欄」に  又は  を記入してください。

	書類名	確認欄
(1)	放課後児童クラブ開設計画書（新規）（第2号様式）	<input type="checkbox"/>
(2)	定款、寄付行為、規約又はそれに類する書類	<input type="checkbox"/>
(3)	役員名簿	<input type="checkbox"/>
(4)	放課後児童クラブ運営委員会役員名簿（第3号様式）	<input type="checkbox"/>
(5)	実施場所の案内図	<input type="checkbox"/>
(6)	実施場所の間取り等がわかる資料	<input type="checkbox"/>
(7)	実施場所がある建築物の耐震性を証明する書類	<input type="checkbox"/>
(8)	欠格事項に該当しないことの宣誓書	<input type="checkbox"/>
(9)		<input type="checkbox"/>

## 横浜市放課後児童クラブ 開設計画書 (新規)

年 月 日

放課後児童クラブの名称: \_\_\_\_\_

次の1から5の項目について、開設時における計画を記載してください。

### 1 開所日及び開所時間(予定)

各開所日における開所時間を記載してください。開所しない日は「-」を記載してください。  
 ※延長メニューを設定している場合は、(2)に当該延長含む総時間を記載してください。

	(1) 通常時間	(2) 延長含む開所総時間
平日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで
土曜日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで
学校休業日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで

### 2 予定実施場所における面積及び定員数(見込)

「放課後児童健全育成事業開始届※」に記載予定の内容と同様に記載してください。

専用区画面積	上限人数	定員	単位数
m <sup>2</sup>	人	人	

○「専用区画面積」について  
 別添の間取図の面積等を一致させてください。

※「横浜市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱」第3条第1項に規定する様式

### 3 職員数(予定)

放課後児童支援員、補助員及びその他職員の人数並びに常勤職員の人数をそれぞれ記載してください。

支援員	うち常勤	補助員	うち常勤	その他職員	うち常勤
人	人	人	人	人	人

### 4 対象児童数(見込)

現時点における各学年の対象児童数の見込みを記載してください。

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
						人

○対象児童数の要件  
 開設日時点において対象児童数※が20人以上見込まれること。  
 (※毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加え算出)

### 5 保護者負担金(予定)

児童1人あたり(小学1年生が週5日、午後7時まで利用する場合)の月額補助者負担金を記載してください。

保育料	おやつ代	積立金	その他	合計
円	円	円	円	円

第2号様式(第4条第1項第1号)(裏面)

**6 活動内容**

実施する放課後児童クラブ事業の概略を記載又は事業計画がわかる資料を添付してください。

**7 事業予定場所におけるニーズの考え方**

事業予定場所の小中学校区における他の放課後児童健全育成事業の状況等を踏まえ、当該事業の利用ニーズに対する考え方を記載してください。

**8 地域、近隣の学校への説明**

運営開始後の地域及び学校との連携に向けた現在の取組みについて記載してください。

**9 開所までのスケジュール(予定)**

(1)実施場所に係る賃貸借契約日:           年   月   日

(2)利用者募集開始月:       年   月

(3)開所日:       年   月   日



(提出先)

横浜市 区長

所在地：

団体名：

代表者職氏名：

## 横浜市放課後児童クラブ事業 事前相談書（法人格取得）

運営主体としての決定を受けている次の放課後児童クラブについて、今後設立予定の法人を新たな運営主体として決定を受けたいため、横浜市放課後児童クラブ事業の決定に関する要綱第4条第2項に基づき事前相談を行います。

1 放課後児童クラブの名称 \_\_\_\_\_

2 放課後児童クラブの所在地 \_\_\_\_\_

### 3 設立予定法人

(1) 商号・名称 : \_\_\_\_\_

(2) 主たる事務所の所在地 : \_\_\_\_\_

(3) 代表者 代表者名 : \_\_\_\_\_

住所 : \_\_\_\_\_

(4) 事業所名称 : \_\_\_\_\_

### 4 添付書類

※提出する書類は「確認欄」に☑又は■を記入してください。

	書類名	確認欄
(1)	運営委員会の総意が確認できる書類（決議書（写）、総会議事録等）	<input type="checkbox"/>
(2)	放課後児童クラブ開設計画書（法人格取得）（第5号様式）	<input type="checkbox"/>
(3)	現在の運営状況を示す書類（開所時間、職員数、対象児童数等）	<input type="checkbox"/>
(4)	設立予定法人に係る定款、寄付行為、規約又はそれに類する書類	<input type="checkbox"/>
(5)	設立予定法人に係る役員名簿（予定含む）	<input type="checkbox"/>
(6)	欠格事項に該当しないことの宣誓書	<input type="checkbox"/>
(7)		<input type="checkbox"/>

# 横浜市放課後児童クラブ 開設計画書 (法人格取得)

年 月 日

放課後児童クラブの名称: \_\_\_\_\_

次の1から6の項目について、設立法人による開設時における計画を記載してください。

## 1 開所日及び開所時間(予定)

各開所日における開所時間を記載してください。開所しない日は「-」を記載してください。  
 ※延長メニューを設定している場合は、(2)に当該延長含む総時間を記載してください。

	(1)通常時間	(2)延長含む開所総時間
平日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで
土曜日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで
学校休業日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで

## 2 実施場所における面積及び定員(見込)

「放課後児童健全育成事業開始届※」に記載予定の内容と同様に記載してください。

専用区画面積	上限人数	定員	単位数
m <sup>2</sup>	人	人	

○「専用区画面積」について  
別添の間取図と面積等と一致させてください。

※「横浜市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱」第3条第1項の様式

## 3 職員数(予定)

放課後児童支援員、補助員及びその他職員の人数並びに常勤職員の人数をそれぞれ記載してください。

支援員	うち常勤	補助員	うち常勤	その他職員	うち常勤
人	人	人	人	人	人

## 4 対象児童数(見込)

現時点における各学年の対象児童数の見込みを記載してください。

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
						人

○対象児童数の要件  
開設日時点において対象児童数※が10人以上見込まれること。  
(※毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加え算出)

## 5 保護者負担金(予定)

児童1人あたり(小学1年生が週5日、午後7時まで利用する場合)の月額補助者負担金を記載してください。

保育料	おやつ代	積立金	その他	合計
円	円	円	円	円

**6 法人による運営へ移行する目的、理由等**

法人運営とする目的、理由等を記載してください。

**7 利用者及び職員への説明状況**

設立法人による運営への変更について、利用者及び職員への説明状況を記載してください。

**8 開所までのスケジュール(予定)**

(1) 法人設立日(法人登記日):                      年    月    日

(2) 開所日:            年    月    日

（提出先）

横浜市 区長

所在地：

団体名：

代表者職氏名：

## 横浜市放課後児童クラブ事業 事前相談書（運営引継）

運営主体としての決定を受けている次の放課後児童クラブについて、他の運営主体に運営を引継ぐ計画があるため、横浜市放課後児童クラブ事業の決定に関する要綱第4条第3項に基づき事前相談を行います。

1 放課後児童クラブの名称 \_\_\_\_\_

2 放課後児童クラブの所在地 \_\_\_\_\_

3 引継予定運営主体

（1）商号・名称 : \_\_\_\_\_

（2）主たる事務所の所在地 : \_\_\_\_\_

（3）代表者 代表者名 : \_\_\_\_\_

住所 : \_\_\_\_\_

（4）事業所名称 : \_\_\_\_\_

4 添付書類

提出する書類の「確認欄」に☑又は■を記入してください。

	書類名	確認欄
(1)	運営主体及び引継ぎ先運営主体の総意が確認できる書類（議事録等）	<input type="checkbox"/>
(2)	放課後児童クラブ開設計画書（運営引継）（第7号様式）	<input type="checkbox"/>
(3)	現在の運営状況を示す書類（開所時間、職員数、対象児童数等）	<input type="checkbox"/>
(4)	引継ぎ先運営主体の定款、寄付行為、規約又はそれに類する書類	<input type="checkbox"/>
(5)	引継ぎ先運営主体の役員名簿	<input type="checkbox"/>
(6)	欠格事項に該当しないことの宣誓書	<input type="checkbox"/>
(7)		<input type="checkbox"/>

# 横浜市放課後児童クラブ 開設計画書 (運営引継)

年 月 日

放課後児童クラブの名称: \_\_\_\_\_

次の1から6の項目について、引継先運営主体による開設時における計画を記載してください。

## 1 開所日及び開所時間(予定)

各開所日における開所時間を記載してください。開所しない日は「-」を記載してください。  
 ※延長メニューを設定している場合は、(2)に当該延長含む総時間を記載してください。

	(1)通常時間	(2)延長含む開所総時間
平日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで
土曜日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで
学校休業日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで

## 2 実施場所における面積及び定員(見込)

「放課後児童健全育成事業開始届※」に記載予定の内容と同様に記載してください。

専用区画面積	上限人数	定員	単位数
m <sup>2</sup>	人	人	

○「専用区画面積」について  
 別添の間取図の面積等と一致させてください。

※「横浜市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱」第3条第1項の様式

## 3 職員数(予定)

放課後児童支援員、補助員及びその他職員の人数並びに常勤職員の人数をそれぞれ記載してください。

支援員	うち常勤	補助員	うち常勤	その他職員	うち常勤
人	人	人	人	人	人

## 4 対象児童数(見込)

現時点における各学年の対象児童数の見込みを記載してください。

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
						人

○対象児童数の要件  
 開設日時点において対象児童数※が10人以上見込まれること。  
 (※毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加え算出)

## 5 保護者負担金(予定)

児童1人あたり(小学1年生が週5日、午後7時まで利用する場合)の月額補助者負担金を記載してください。

保育料	おやつ代	積立金	その他	合計
円	円	円	円	円

**6 経緯・理由**

運営を引継ぐこととなった経緯、引継ぎ先運営主体を選んだ理由を記載してください。

**7 利用者及び職員への説明状況**

運営主体の変更について、利用者及び職員への説明状況を記載してください。

**8 開所までのスケジュール(予定)**

開所日：       年   月   日

様

横浜市 区長 印

## 横浜市放課後児童クラブ事業 事前相談承認通知書

年 月 日付けであった放課後児童クラブ事業に係る事前相談について、承認することとしたので、横浜市放課後児童クラブ事業の決定に関する要綱（以下、「決定要綱」という。）第5条第1項に基づき通知します。

1 放課後児童クラブの名称（予定含む） \_\_\_\_\_

2 放課後児童クラブの所在地（予定含む） \_\_\_\_\_

3 開設（運営開始）予定日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

### 4 運営予定団体

(1) 商号・名称 : \_\_\_\_\_

(2) 主たる事務所の所在地 : \_\_\_\_\_

(3) 代表者 代表者名 : \_\_\_\_\_

住所 : \_\_\_\_\_

(4) 事業所名称 : \_\_\_\_\_

### 5 留意事項

(1) 事業対象クラブとして決定を受けようとする場合は、\_\_\_\_\_年 月 日までに決定要綱第8条第1項に基づき申請を行うこと。

(2) 上記(1)の申請を行うまでの間に、事前相談した内容に変更がある場合には、横浜市放課後児童クラブ事業 事前相談変更申出書（第10号様式）に必要な書類を添付し、速やかに提出すること。

(3) 上記(1)に記載する期日までに決定要綱第8条第1項に基づく申請がない場合は、当該承認を取り消すこととする。

第 号  
年 月 日

様

横浜市 区長 ㊟

## 横浜市放課後児童クラブ事業 事前相談不承認通知書

年 月 日付けであった放課後児童クラブ事業に係る事前相談について、不承認といたしましたので、横浜市放課後児童クラブ事業の決定に関する要綱第5条第4項に基づき通知します。

1 事前相談のあった事業所の名称 \_\_\_\_\_

2 事前相談のあった事業所の所在地 \_\_\_\_\_

3 事前相談のあった運営予定団体

(1) 商号・名称 : \_\_\_\_\_

(2) 主たる事務所の所在地 : \_\_\_\_\_

(3) 代表者 代表者名 : \_\_\_\_\_

住所 : \_\_\_\_\_

(4) 事業所名称 : \_\_\_\_\_

4 不承認理由

（提出先）

横浜市 区長

所在地：

団体名：

代表者職氏名：

## 横浜市放課後児童クラブ事業 事前相談変更申出書

年 月 日 第 号により通知を受けた横浜市放課後児童クラブ事業の対象クラブ決定に係る事前相談について、その計画内容に変更があったため、横浜市放課後児童クラブ事業の決定に関する要綱第 6 条第 1 項に基づき次のとおり提出します。

1 放課後児童クラブの名称（予定含む） \_\_\_\_\_

2 放課後児童クラブの所在地（予定含む） \_\_\_\_\_

3 変更内容

4 添付書類

※提出する書類は「確認欄」に☑又は■を記入してください。

	書類名	確認欄
(1)	運営主体の総意が確認できる書類（決議書（写）、議事録等）	<input type="checkbox"/>
(2)	放課後児童クラブ開設計画書（新規）（第 2 号様式）	<input type="checkbox"/>
(3)	放課後児童クラブ開設計画書（法人格取得）（第 5 号様式）	<input type="checkbox"/>
(4)	放課後児童クラブ開設計画書（運営引継）（第 7 号様式）	<input type="checkbox"/>
(5)	現在の運営状況を示す書類（開所時間、職員数、対象児童数等）	<input type="checkbox"/>
(6)	定款、寄付行為、規約又はそれに類する書類	<input type="checkbox"/>
(7)	役員名簿（予定含む）	<input type="checkbox"/>
(8)	実施場所の案内図	<input type="checkbox"/>
(9)	実施場所の間取りがわかる資料	<input type="checkbox"/>
(10)	実施場所がある建築物の耐震性を証明する書類	<input type="checkbox"/>
(11)		<input type="checkbox"/>

第 号  
年 月 日

様

横浜市 区長 ㊟

## 横浜市放課後児童クラブ事業 事前相談変更承認通知書

年 月 日 第 号にて通知した横浜市放課後児童クラブ事業の対象クラブに係る事前相談の承認について、次のとおり変更したため、横浜市放課後児童クラブ事業の決定に関する要綱（以下、「決定要綱」という。）第 6 条第 2 項に基づき通知します。

- 1 放課後児童クラブの名称（予定含む） \_\_\_\_\_
  
- 2 放課後児童クラブの所在地（予定含む） \_\_\_\_\_
  
- 3 変更内容
  
- 4 留意事項
  - (1) 事業対象クラブとして決定を受けようとする場合は、\_\_\_\_\_年 月 日までに決定要綱第 8 条第 1 項に基づき申請を行うこと。
  - (2) 上記（1）の申請を行うまでの間に、事前相談した内容に変更がある場合には、横浜市放課後児童クラブ事業 事前相談変更申出書（第 10 号様式）に必要書類を添付し、速やかに提出すること。
  - (3) 上記（1）に記載する期日までに決定要綱第 8 条第 1 項に基づく申請がない場合は、当該承認を取り消すこととする。



第 号  
年 月 日

様

横浜市 区長 ㊟

## 横浜市放課後児童クラブ事業 事前相談承認取消通知書

年 月 日 第 号にて通知した横浜市放課後児童クラブ事業の事前相談に係る承認について、次の理由により横浜市放課後児童クラブ事業の決定に関する要綱第 7 条第 2 項に基づき取消します。

- 1 放課後児童クラブの名称 (予定含む) \_\_\_\_\_
- 2 放課後児童クラブの所在地 (予定含む) \_\_\_\_\_
- 3 取消理由
- 4 承認取消日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

年 月 日

（提出先）

横浜市 区長

所在地：

団体名：

代表者職氏名：

## 横浜市放課後児童クラブ事業 対象クラブ決定申請書

横浜市放課後児童クラブ事業の対象クラブとして決定を受けたいため、横浜市放課後児童クラブ事業の決定に関する要綱第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

1 放課後児童クラブの名称 \_\_\_\_\_

2 放課後児童クラブの所在地 \_\_\_\_\_

3 対象クラブの決定適用日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

4 添付書類  
裏面参照

第 14 号様式（第 8 条第 1 項）（裏面）

【 申請書 添付書類一覧 】

※提出書類の「確認欄」に☑又は■を記入してください。

1 提出必須書類		
	提出書類名	確認欄
(1)	事前相談承認通知書（写）及び事前相談変更承認通知書（写）	<input type="checkbox"/>
(2)	放課後児童健全育成事業開始届の写し	<input type="checkbox"/>
(3)	定款、寄付行為、規約又はそれに類する書類	<input type="checkbox"/>
(4)	現在の組織、人員体制を示す書類（役員名簿、運営委員会名簿、就業規則、賃金規則等）	<input type="checkbox"/>
(5)	職員名簿	<input type="checkbox"/>
(6)	運営概要書（第 15 号様式）	<input type="checkbox"/>
(7)	運営規程	<input type="checkbox"/>
(8)	施設概要（第 16 号様式の 1、第 16 号様式の 2 及び第 16 号様式の 3）	<input type="checkbox"/>
(9)	実施場所の案内図	<input type="checkbox"/>
(10)	実施場所の平面図	<input type="checkbox"/>
(11)	実施場所に係る賃貸借契約書（写）等	<input type="checkbox"/>
(12)	実施場所がある建築物の耐震性を証明する書類	<input type="checkbox"/>
(13)	利用状況書（開設時）（第 17 号様式）	<input type="checkbox"/>
(14)	利用児童名簿（開設時）（第 18 号様式）	<input type="checkbox"/>
(15)	活動計画書（開設時）（第 19 号様式）	<input type="checkbox"/>
(16)	収支計画書（開設時）（第 20 号様式）	<input type="checkbox"/>
(17)	欠格事項に該当しないことの宣誓書	<input type="checkbox"/>
(18)		<input type="checkbox"/>
2 法人のみ提出書類		
	提出書類名	確認欄
(1)	法人の概要がわかる資料	<input type="checkbox"/>
(2)	法人の登記簿謄本	<input type="checkbox"/>
(3)	直近 2 か年度の財務諸表等	<input type="checkbox"/>
(4)	直近 2 か年度の納税証明書（写）又は非課税証明書（写）	<input type="checkbox"/>
(5)		<input type="checkbox"/>

## 横浜市放課後児童クラブ事業 運営概要書（開設時）

年 月 日

放課後児童クラブの名称： \_\_\_\_\_

次の項目について、開設時における状況を記載してください。

### 1 開所日及び開所時間

各開所日における開所時間を記載してください。開所しない日は「-」を記載してください。  
 ※延長メニューを設定している場合は、(2)に当該延長含む総時間を記載してください。

	(1)通常時間	(2)延長含む開所総時間
平日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで
土曜日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで
学校休業日	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで

### 2 開所日数

開設初年度における年間開所日数を記載してください。

年間開所日数	
	日

### 3 職員数

放課後児童支援員、補助員及びその他職員の人数並びに常勤職員の人数をそれぞれ記載してください。

支援員	うち常勤	補助員	うち常勤	その他職員	うち常勤
人	人	人	人	人	人

### 4 保護者負担金

児童1人あたり（小学1年生が週5日、午後7時まで利用する場合）の月額補助者負担金を記載してください。

保育料	おやつ代	積立金	その他	合計
円	円	円	円	円

### 5 保護者負担金の減免

実施する保護者負担金減免の項目に☑又は■を記入し、減免額（月額）を記入してください。

項目	実施の有無	減免額	説明
生活保護受給世帯	<input type="checkbox"/>	円	
市民税所得割非課税世帯	<input type="checkbox"/>	円	
就学援助世帯	<input type="checkbox"/>	円	
ひとり親世帯	<input type="checkbox"/>	円	
兄弟姉妹利用世帯	<input type="checkbox"/>	円	
		円	
		円	
その他	<input type="checkbox"/>	円	





## 横浜市放課後児童クラブ事業 施設概要（自己所有）

放課後児童クラブの名称: \_\_\_\_\_

施設No. \_\_\_\_\_

### 1 実施場所の基本情報

所有者		敷地面積	m <sup>2</sup>
建築年月日	年      月      日	延床面積	m <sup>2</sup>
構造	階層(                      )		

### 2 実施場所の種別

下記の中から該当する種別の「選択欄」に○を記入してください。

種別	説明	選択
ア 民家・アパート	民家・アパート・マンション等、住宅内で実施	
イ 空き店舗・事務所	商店街、ビルなどの空き店舗や事務所で実施	
ウ 町内会館等	町内会館、地域の集会所等で実施	
エ 団地集会所	団地の集会所で実施(上記ウを除く)	
オ 公有地専用施設	自治体等が保有する公有地に専用施設を設置して実施	
カ 民有地専用施設	民有地に専用施設を設置して実施	
キ 保育所	保育所の空き部屋等で実施	
ク 幼稚園	幼稚園の空き部屋等で実施	
ケ 認定こども園	認定こども園の空き部屋等で実施	
コ その他 (右欄を記載)		



## 横浜市放課後児童クラブ事業 利用児童名簿（開設時）

支援の単位： \_\_\_\_\_

クラブ名： \_\_\_\_\_

※「利用日数」の欄には、入会申込時における週の平均利用日数（月～金）を記入してください。

※下記に記載する児童に係る「入会申込書」等の写しを添付してください。

No.	小学校名	学年 (開設時)	氏名	利用日数※	対象児童数
1				/5日	
2				/5日	
3				/5日	
4				/5日	
5				/5日	
6				/5日	
7				/5日	
8				/5日	
9				/5日	
10				/5日	
11				/5日	
12				/5日	
13				/5日	
14				/5日	
15				/5日	
16				/5日	
17				/5日	
18				/5日	
19				/5日	
20				/5日	
21				/5日	
22				/5日	
23				/5日	
24				/5日	
25				/5日	

横浜市放課後児童クラブ事業 利用児童名簿（開設時）

支援の単位： \_\_\_\_\_

クラブ名： \_\_\_\_\_

※「利用日数」の欄には、入会申込時における週の平均利用日数（月～金）を記入してください。

※下記に記載する児童に係る「入会申込書」等の写しを添付してください。

No.	小学校名	学年 (開設時)	氏名	利用日数※	対象児童数
26				/5日	
27				/5日	
28				/5日	
29				/5日	
30				/5日	
31				/5日	
32				/5日	
33				/5日	
34				/5日	
35				/5日	
36				/5日	
37				/5日	
38				/5日	
39				/5日	
40				/5日	
41				/5日	
42				/5日	
43				/5日	
44				/5日	
45				/5日	
46				/5日	
47				/5日	
48				/5日	
49				/5日	
50				/5日	

合 計 :

令和 年度 横浜市放課後児童クラブ事業 活動計画書（開設時）

放課後児童クラブの名称： \_\_\_\_\_

	実施内容（プログラム）
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	
運営委員会、理事会等 開催予定月	(年 回)
保護者会等 開催予定月	(年 回)

横浜市放課後児童クラブ事業 収支計画書（開設時）

放課後児童クラブの名称： \_\_\_\_\_

【収入】

（単位：円）

項目	金額	説明
1. 横浜市補助金		
2. 保護者負担金		
(1) 入会金		
(2) 保育料		
(3) おやつ代		
(4) 教材費		
(5) 積立金		
(6) その他（冷暖房費等）		
3. その他収入（寄付金等）		
総収入額		

## 【支出】

(単位：円)

項目	金額	説明
1. 人件費		
(1) 常勤職員給料（基本給・賞与）		
(2) 非常勤職員給料		
(3) その他人件費		
2. 管理運営費		
(1) 保険料		
(2) 会議費		
(3) 光熱水費・通信費		
(4) 備品費・消耗品費		
(5) 修繕費		
(6) 行事費		
(7) 研修費・出張旅費		
(8) 防災用品費		
(9) 外注費		
(10) その他		
3. 児童処遇費		
(1) おやつ代		
(2) 教材費		
(3) その他		
4. 施設利用料		
(1) 施設賃借料・負担金		
(2) 共益費・駐車場代等		
5. 積立金		
総支出額		

様

横浜市 区長 ㊟

## 横浜市放課後児童クラブ事業 対象クラブ決定通知書

年 月 日付けで申請のあった横浜市放課後児童クラブ事業の対象クラブ決定について、次のとおり決定することとしたので、横浜市放課後児童クラブ事業の決定に関する要綱（以下、「決定要綱」という。）第 9 条第 1 項に基づき通知します。

1 放課後児童クラブの名称 \_\_\_\_\_

2 放課後児童クラブの所在地 \_\_\_\_\_

3 決定適用日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

### 4 留意事項

- (1) 本決定に係る申請内容のうち、実施場所に変更が生じる場合には、あらかじめ決定要綱第 10 条第 2 項の規定に基づき横浜市放課後児童クラブ事業 対象クラブ決定変更申請書（第 23 号様式）に必要書類を添付し、提出すること。
- (2) クラブを廃止しようとするときは、あらかじめ横浜市放課後児童クラブ事業 廃止申出書（第 26 号様式）を提出すること。
- (3) クラブを休止しようとするときは、あらかじめ横浜市放課後児童クラブ事業 休止申出書（第 27 号様式）を提出すること。
- (4) 決定要綱第 14 条第 1 項に該当するときは、当該決定を取り消す。
- (5) 決定要綱第 13 条第 1 項に該当するときは、当該決定について期間を定めて停止する。
- (6) 当該決定により生じる権利及び義務について、第三者に譲渡し承継させる場合は、決定要綱第 4 条各項の規定に基づき、必要な書類を提出すること。

第 号  
年 月 日

様

横浜市 区長 印

## 横浜市放課後児童クラブ事業 対象クラブ審査結果通知書

年 月 日付けで申請のあった放課後児童クラブ事業の対象クラブ決定について、申請内容を審査した結果決定しないことといたしましたので、横浜市放課後児童クラブ事業の決定に関する要綱第 9 条第 3 項に基づき通知します。

- 1 申請のあった事業所の名称 \_\_\_\_\_
- 2 申請のあった事業所の所在地 \_\_\_\_\_
- 3 審査結果理由

年 月 日

（提出先）

横浜市 区長

所在地：

団体名：

代表者職氏名：

## 横浜市放課後児童クラブ事業 対象クラブ決定変更申請書

横浜市放課後児童クラブ事業の対象クラブについて、次のとおり変更が生じるため、横浜市放課後児童クラブ事業の決定に関する要綱第 10 条第 2 項に基づき申請します。

1 放課後児童クラブの名称 \_\_\_\_\_

2 放課後児童クラブの所在地 \_\_\_\_\_

3 変更内容

4 変更日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

5 添付書類

提出書類の「確認欄」に☑又は■を記入してください。

	提出書類名	確認欄
(1)	施設概要（第 16 号様式の 1、第 16 号様式の 2 及び第 16 号様式の 3）	<input type="checkbox"/>
(2)	実施場所の案内図	<input type="checkbox"/>
(3)	実施場所の平面図	<input type="checkbox"/>
(4)	実施場所に係る賃貸借契約書（写）等	<input type="checkbox"/>
(5)	実施場所がある建築物の耐震性を証明する書類	<input type="checkbox"/>
(6)	新たな実施場所での活動開始までの計画がわかる書類	<input type="checkbox"/>
(7)		<input type="checkbox"/>

様

横浜市 区長 ㊟

## 横浜市放課後児童クラブ事業 対象クラブ変更決定通知書

年 月 日付で申請のあった横浜市放課後児童クラブ事業の対象クラブの決定について、次のとおり変更することとしたので、横浜市放課後児童クラブ事業の決定に関する要綱（以下、「決定要綱」という。）第 11 条第 1 項に基づき通知します。

1 放課後児童クラブの名称 \_\_\_\_\_

2 放課後児童クラブの所在地 \_\_\_\_\_

3 変更適用日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 \_\_\_\_\_

### 4 留意事項

- (1) 本決定に係る申請内容のうち、実施場所に変更が生じる場合には、あらかじめ決定要綱第 10 条第 2 項の規定に基づき横浜市放課後児童クラブ事業 対象クラブ変更決定申請書（第 23 号様式）に必要書類を添付し、提出すること。
- (2) クラブを廃止しようとするときは、あらかじめ横浜市放課後児童クラブ事業 廃止申出書（第 26 号様式）を提出すること。
- (3) クラブを休止しようとするときは、あらかじめ横浜市放課後児童クラブ事業 休止申出書（第 27 号様式）を提出すること。
- (4) 決定要綱第 14 条第 1 項に該当するときは、当該決定を取り消す。
- (5) 決定要綱第 13 条第 1 項に該当するときは、当該決定について期間を定めて停止する。
- (6) 当該決定により生じる権利及び義務については、第三者に譲渡し承継させる場合は、決定要綱第 4 条各項の規定に基づき、必要な書類を提出すること。

第 号  
年 月 日

様

横浜市 区長 印

## 横浜市放課後児童クラブ事業 対象クラブ変更審査結果通知書

年 月 日付けで申請のあった放課後児童クラブ事業の対象クラブ変更決定について、審査した結果決定しないことといたしましたので、横浜市放課後児童クラブ事業の決定に関する要綱第 11 条第 3 項に基づき通知します。

1 放課後児童クラブの名称 \_\_\_\_\_

2 放課後児童クラブの所在地 \_\_\_\_\_

3 審査結果理由

(提出先)

横浜市 区長

所在地：

団体名：

代表者職氏名：

## 横浜市放課後児童クラブ事業 廃止申出書

決定を受けた次の放課後児童クラブを廃止するため、横浜市放課後児童クラブ事業の決定に関する要綱第 12 条第 1 項に基づき申し出ます。

1 放課後児童クラブの名称 \_\_\_\_\_

2 放課後児童クラブの所在地 \_\_\_\_\_

3 廃止理由

--

4 廃止日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

5 添付書類

	書類名	確認欄
(1)	運営主体の総意が確認できる書類	<input type="checkbox"/>
(2)		<input type="checkbox"/>

年 月 日

(提出先)

横浜市 区長

所在地：

団体名：

代表者職氏名：

## 横浜市放課後児童クラブ事業 休止申出書

決定を受けた次の放課後児童クラブを休止するため、横浜市放課後児童クラブ事業の決定に関する要綱第 12 条第 2 項に基づき申し出ます。

1 放課後児童クラブの名称 \_\_\_\_\_

2 放課後児童クラブの所在地 \_\_\_\_\_

3 休止理由

--

4 休止期間 \_\_\_\_\_ 年 月 日から \_\_\_\_\_ 年 月 日まで

5 添付書類

	書類名	確認欄
(1)	運営主体の総意が確認できる書類	<input type="checkbox"/>
(2)		<input type="checkbox"/>

第 号  
年 月 日

様

横浜市 区長 印

## 横浜市放課後児童クラブ事業 対象クラブ決定停止通知書

横浜市放課後児童クラブ事業の対象クラブ決定について、横浜市放課後児童クラブ事業の決定に関する要綱第 13 条第 2 項に基づき次の理由により当該決定を停止します。

1 放課後児童クラブの名称 \_\_\_\_\_

2 放課後児童クラブの所在地 \_\_\_\_\_

3 停止理由

4 決定停止期間 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日から \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日まで

5 停止解除条件

6 留意事項

上記停止解除条件を満たした上でクラブを再開するときには、横浜市放課後児童クラブ事業再開申出書（第 29 号様式）を提出すること。

年 月 日

(提出先)

横浜市 区長

所在地：

団体名：

代表者職氏名：

## 横浜市放課後児童クラブ事業 再開申出書

休止している次の放課後児童クラブを再開するため、横浜市放課後児童クラブ事業の決定に関する要綱第 13 条第 3 項に基づき申し出ます。

1 放課後児童クラブの名称 \_\_\_\_\_

2 放課後児童クラブの所在地 \_\_\_\_\_

3 再開理由

--

4 再開予定日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

5 添付書類

	書類名	確認欄
(1)	横浜市放課後児童クラブ事業 対象クラブ決定停止通知書 (写)	<input type="checkbox"/>
(2)		<input type="checkbox"/>

第 号  
年 月 日

様

横浜市 区長 ㊟

## 横浜市放課後児童クラブ事業 停止解除通知書

横浜市放課後児童クラブ事業の対象クラブ決定の停止について、横浜市放課後児童クラブ事業の決定に関する要綱第 13 条第 4 項に基づき当該停止を解除します。

1 放課後児童クラブの名称 \_\_\_\_\_

2 放課後児童クラブの所在地 \_\_\_\_\_

3 停止解除日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

4 解除理由

第 号  
年 月 日

様

横浜市 区長 印

## 横浜市放課後児童クラブ事業 対象クラブ停止審査結果通知書

年 月 日付けで申出のあった放課後児童クラブ事業の休止について、審査した結果承認しないことといたしましたので、横浜市放課後児童クラブ事業実施要綱第 13 条第 6 項に基づき通知します。

1 放課後児童クラブの名称 \_\_\_\_\_

2 放課後児童クラブの所在地 \_\_\_\_\_

3 審査結果理由

第 号  
年 月 日

様

横浜市 区長 ㊟

## 横浜市放課後児童クラブ事業 対象クラブ決定取消通知書

横浜市放課後児童クラブ事業の対象クラブ決定について、次の理由により横浜市放課後児童クラブ事業の決定に関する要綱第 14 条第 2 項に基づき当該決定を取消します。

1 放課後児童クラブの名称 \_\_\_\_\_

2 放課後児童クラブの所在地 \_\_\_\_\_

3 取消理由

4 決定取消日 \_\_\_\_\_ 年 月 日